



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (平成 28 年分)

(ふりがな) (えぬえいちけいからこくみんをまもるとう)

- 政治団体の名称 NHKから国民を守る党
- 主たる事務所の所在地 船橋市本町1丁目11番29-101号
- 代表者の氏名 立花 孝志
- 会計責任者の氏名 立花 孝志

問合せ先

(担当者) 立花 孝志
(電話) 090-3350-0267

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

- (政治資金規正法第19条の7第1項)
- 第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 第2号に係る国会議員関係政治団体
- ・公職の候補者の氏名 立花 孝志
- ・公職の種類 参議院議員
(該当する方に○→) (現職・候補者)
- ・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
- 1年を通じて適用
 - 対象年の途中で適用の異動あり
- (「異動あり」の場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

会計	繰越	検算	転記	
○	○	○	○	○

※該当する区分に「○」を付す。

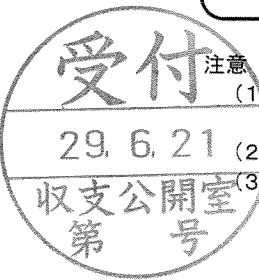
政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体(後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 有	
(以下 指定「有」の場合のみ記載)	
・公職の種類	(該当する方に○→) (現職・候補者)
・資金管理団体の届出をした者の氏名	
・資金管理団体の指定の期間	
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用	
<input type="checkbox"/> 対象年の途中で適用の異動あり	
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
403830	28	290524	¥165,551



- 注意
- この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
 - 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
 - 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	←	十億	1	813	751	円
① (前年からの繰越額)	0	2	0	↑					35,551
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	0	3	0	↑					1,778,200
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0						1,648,200
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0						165,551

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、010~050の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	0	6	0	十億	0	0	0	円
員 数	0	7	0					0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番	金 額	備 考
		十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0 8 0	1,778,200	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]	0 9 0	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1 0 0	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1 1 0	0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0	1,778,200	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1 3 0	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	1 4 0	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1 5 0	1,778,200	←

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				1,500	000	H28.1.5	船橋市本町1丁目11番29-101号		会社代表取締役	
				222	480	H28.1.22	埼玉県新座市堀ノ内1-16-1-408		自営業	
				55	720	H28.1.28	埼玉県新座市堀ノ内1-16-1-408		自営業	
800		この頁の小計		1,778	200					
810		その他の寄附			0					→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計		1,778	200					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合は、「特定寄附」には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表								
項 目				金 額				備 考
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	
	(1) 人 件 費	0	1	0				
	(2) 光 熱 水 費	0	2	0				
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	3	0				
	(4) 事 務 所 費	0	4	0				
小 計 ((1)~(4))		8	0	0			0	
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	
	(1) 組 織 活 動 費	0	5	0				
	(2) 選 挙 関 係 費	0	6	0				
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※	0	7	0			1,648,200	※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること
(内 訳)	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	8	0				
	イ 宣 伝 事 業 費	0	9	0			1,648,200	
	ウ 政 治 資 金 パーティ開催事業費	1	0	0				
	エ その他事業費	1	1	0				
	(4) 調 査 研 究 費	1	2	0				
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1	3	0				
	(6) そ の 他 の 経 費	1	4	0				
小 計 ((1)~(6))		8	0	1			1,648,200	うち本部・支部間の交付金合計 円
合 計		9	0	0			1,648,200	←(800)行と(801)行の合計を記載すること

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費の取書(その14)	政治活動費の取書(その15-1)	政治活動費の取書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パートナーを 管理した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出			
		必要 ※資金管理団体は必要		

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝広告費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
政党用宣伝車レンタル(1月分)	十億	百万	千	円	H28. 1. 27	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
政党用宣伝車レンタル(2月分)			130	000	H28. 3. 7	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
政党用宣伝車レンタル(3月分)			130	000	H28. 4. 5	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
政党用宣伝車レンタル(4月分)			130	000	H28. 5. 2	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
政党用宣伝車レンタル(5月分)			130	000	H28. 5. 31	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
撃退シール印刷代			324	000	H28. 5. 31	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
政党用宣伝車レンタル(6月分)			130	000	H28. 7. 8	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
政党用宣伝車レンタル(7月分)			150	000	H28. 8. 16	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
撃退シール印刷代			172	800	H28. 10. 28	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
撃退シール印刷代			172	800	H28. 12. 20	株式会社プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
この頁の小計			1,599	600				
その他の支出			48	600				
合計			1,648	200				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無							
資 産 等 の 項 目 別 区 分	14		16		有 <small>※注(3)参照 88</small>	無	備 考
	0	1	0	1			
ア 土 地	0	1	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	0	5	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)


- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 5 月 11 日

政治団体の名称 NHKから国民を守る党

会計責任者の氏名 立花 孝志 

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名 )


※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成29年4月26日

NHKから国民を守る党
代表 立花 孝志 殿

登録政治資金監査人 二瓶文彦 
登録番号 第 4616
研修修了年月日 平成26年3月10日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、NHKから国民を守る党の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、NHKから国民を守る党の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されて

いた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

NHK から国民を守る党と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、NHK から国民を守る党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上